

特別養護老人ホームの「特例入所者」の取扱いについて

令和3年11月22日

邑智郡総合事務組合

介護保険課

1. 目的

本取扱いは、島根県老人福祉施設協議会が策定する「島根県特別養護老人ホーム入所指針」に基づき、特例入所に関する実務上の運用方法について定めることを目的とする。

2. 特例入所の要件について

要介護1又は要介護2の要介護者のうち、居宅において日常生活を営むことが困難なやむを得ない事由として以下の状態を考慮し、特例的な施設入所の必要性が高いと判断された者とする。

- ア 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。
- イ 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること。
- ウ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること。
- エ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により、家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。

3. 特例入所の申込から入所決定までの取扱い

(1) 入所申込・受付

- ①入所申込者は、原則として介護支援専門員を通じ、「入所申込書」を提出する。
介護支援専門員は、「介護支援専門員の入所調査票」を施設に提出する。
 - ②施設は、要介護1または要介護2の方から入所申込があった場合、入所申込者に対して、「入所申込書」に居宅において日常生活を営むことが困難なやむを得ない理由を記載するよう求める。
 - ③施設は、申込を受理した場合は、「受付簿」に記載し管理する。辞退や削除等の事由が生じた場合は、その内容を記録する。
- ※申込者から特例入所の要件に該当している旨の申立がある場合は、入所申込を受け付けない取扱いは認められません

(2) 町への報告と意見照会

施設は、申込者の住所地の町（介護保険担当課）に対し、特例入所の申込があった旨を報告し、以下の書類を添えて当該入所申込者が特例入所対象者に該当するかどうかについて意見を求める。

【報告時の必要書類】

- ①特例入所者についての意見照会書 〔様式1〕
- ②入所申込書 〔各施設の様式〕
- ③介護支援専門員の入所調査票 〔各施設の様式〕

※邑智郡外からの特例入所申込については、申込者の保険者の取扱いに従うこと

(3) 意見照会への回答

町（介護保険担当課）は、(2)の意見照会に対し、地域の居宅サービスや生活支援などの提供体制に関する状況や、担当の介護支援専門員からの居宅における生活の困難度の聴取の内容なども踏まえ、「介護の必要の程度」や「家族の状況」等について意見を文書で回答する。

(4) 入所検討委員会の開催・入所の決定

施設は、入所検討委員会において(3)の回答を踏まえ、入所について判断を行い、入所の可否を決定する。

入所検討委員会での検討内容は2年間保存し、県または町、および保険者からの求めがあれば提出する。

(5) 町および保険者への報告

- ①施設は、入所が決定した場合、任意の様式により文書にて町（介護保険担当課）へ提出する。
- ②報告をうけた町（介護保険担当課）は、(3)の回答文書とあわせて入所決定の報告書を邑智郡総合事務組合へ送付する。

4. 入所者の特例入所の取扱い

すでに施設入所中の方が、要介護認定の更新・変更申請により要介護1または要介護2となる可能性が生じた場合、対象の方が「2. 特例入所の要件」に該当するか判断を行い、該当する場合は(2)～(5)の手続きを行い、入所の可否を決定する。

5. その他

この取扱いにかかわらず、虐待等の緊急的な保護や、災害等の事情により施設への入所を施設長が特に認めた場合は、この手続きによらず緊急入所を可能とする。

以上